

管理 No.	申 030
--------	-------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:市民部 文化振興課  
( 総務係 )

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	なら100年会館 使用料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	なら100年会館条例(平成10年奈良市条例第16号) 第8条
処分権者	奈良市長
審査基準	<p>なら100年会館の使用料の減免は、次の基準により判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・なら100年会館条例施行規則(平成10年奈良市規則第47号) 第11条</li><li>・なら100年会館運用基準</li></ul> <p>(関連条文)</p> <p><b>【なら100年会館条例施行規則】</b> (使用料の減免)</p> <p><b>第11条</b> 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、なら100年会館使用料減免申請書(別記第6号様式)に承認書及び変更承認書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請に基づき減免を決定した場合は、なら100年会館使用料減免決定通知書(別記第7号様式)を交付するものとする。</p>
標準処理期間	3週間
最終更新日	平成31年4月1日更新